

水交会の公益法人新制度移行の経過と予定

1 公益法人改革の経過

- * 18. 6 公益法人制度改革関連3法案 成立（20年12月施行）
- ・ 18. 11 公益法人移行準備分科会設置 移行準備作業開始
- * 19. 4 内閣府に公益認定等委員会設置
- ・ 19. 5 公益法人新制度移行への対応について方向を決定
- ・ 20. 3 定款変更案の概成
- * 20. 12 新法の施行（25年12月完全施行）
- ・ 20. 2 定款変更案作成 所管官庁と定款変更等の調整
- ・ 21. 4 評議員選定会議開催 新評議員12名を選任
- ・ 21. 9 定款変更認可
- ・ 21. 9. 28（月）
臨時評議員会、通常理事会、定時評議員会開催
新理事12名、新監事2名を選任、
代表理事ほか選任、評議員会長選任

3 今後の予定

- ・ 公益準備委員会における公益財団法人の認定申請の準備
公益財団法人としての水交会定款の作成、規則類の見直し、
その他定められた申請に必要な資料等の作成
- ・ 22. 3の理事会
公益財団法人の定款等の審議
22年度事業計画・収支予算成案
- ・ 22. 6の理事会・評議員会
公益財団法人の定款の成案
21年度事業報告・決算成案
- ・ 22. 7
理事会・評議員会終了後速やかに公益法人認定等委員会に認定申請を実施
- ・ （約6ヶ月後）
認定を取得